

第 7 章 教職員組織

(職員)

第 44 条 本学に、学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手、大学事務局長ならびに事務職員を置く。

2 前項のほか、学部長、図書館長、学科長、専攻長、学生部長、その他必要な教職員を置く。

3 学長が必要と認めた場合は、特任教員、客員教員、非常勤講師を置くことができる。

(職務の分掌、選任)

第 45 条 学長、副学長、学部長、図書館長、学科長、専攻長、学生部長及び大学事務局長の職務は、次のとおりとする。

(1) 学長は、本学の最高責任者として校務をつかさどり、所属職員を統督する。

(2) 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

(3) 学部長は、学部の教育研究に関する事項を掌理する。

(4) 図書館長は、図書館に関する事項を掌理する。

(5) 学科長は、当該学科に関する事項を掌理する。

(6) 専攻長は、当該専攻に関する事項を掌理する。

(7) 学生部長は、学生の指導・輔導、厚生に関する事項を掌理する。

(8) 大学事務局長は、大学事務の職務を掌理し、所属事務職員を指揮監督する。

2 前項第 1 号から第 7 号に規定する者の選任、任期その他については「学校法人北都健勝学園新潟リハビリテーション大学学長等選任規則」による。

第 8 章 大学運営委員会及び教授会等

(大学運営委員会)

第 46 条 本学の管理運営に関する重要な事項を審議するため、大学運営委員会を置く。

2 大学運営委員会は、学長、副学長、大学院研究科長、学部長、学生部長、学科長、専攻長、及び法人本部事務局長、大学事務局長をもって構成する。

3 ただし、学長が必要と認めた場合は、前項に掲げた以外の者を構成員に加えることができる。

4 大学運営委員会に関して必要な事項は別に定める。

(教授会)

第 47 条 本学に、教授会を置く。

2 教授会は、本学の専任教員をもって構成する。

3 教授会に関して必要な事項は別に定める。